

大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成15年10月30日(金)午後1時30分～午後4時30分

2 場所

大津地方裁判所大会議室

3 出席者

(地方裁判所委員)五十音順・敬称略

太田剛，川畑豊明，田中照純，玉木昌美，富越和厚，早川幸延，淵田武
彌，北条ゆかり，三津川節子

(家庭裁判所委員)

岡野理子，小川恭子，黒田清喜，富越和厚，福井一郎，松田俊夫，森田
昌稔，山口浩次，山中清輔

(事務担当者)

神野章，社領二三男，山本昌明，田中時雄，三宅民子
高木繁，千田槿雄，高橋秀一，水野勝治

4 議事

(1) 各委員の自己紹介

(2) 大津地方，家庭裁判所長あいさつ(別紙のとおり)

(3) 委員長の選任

委員長は法曹以外の委員がふさわしい等の意見が出されたが，地方裁判所委員会，家庭裁判所委員会ともに富越委員が委員長に選任された。第1回限りの「仮委員長」を選任すべきであるとの意見に対しては，富越委員から，規則に「仮委員長」なるものは規定されていない，一度互選しても不適當であれば委員会の互選により委員長を選任し直すことができるとの説明がされた。

(4) 委員長代理の指名

委員長により、地方裁判所委員会の委員長代理として神吉委員、家庭裁判所委員会の委員長代理として福井委員が指名された。

(5) 次回の開催日程及び意見交換のテーマ

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会それぞれについて、平成16年1月ころに開催することとし、具体的な日時は今後調整の上決定する。

意見交換のテーマは、今後各委員から寄せられる意見を参考にして決定する。

なお、次回委員会の開催に先立ち、地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会それぞれを対象に、裁判所の現状等についての説明会を実施する。

(6) 次回委員会の公開

ア 地方裁判所委員会は、報道機関に対する公開は行わない。委員会終了後、議事概要を一般に公開する。

イ 家庭裁判所委員会は、報道機関による傍聴及びメモは認めるが、撮影は認めない。委員会終了後、議事概要を一般に公開する。

(7) 懇親会の開催

委員の中から、率直な意見交換を行うために懇親会を企画してはどうかとの提案があったが、富越委員長から、委員会として懇親会を開催することは難しいとの意見があった。

(別紙)

所長あいさつ

大津地方・家庭裁判所の所長の富越です。

このたびは、地方裁判所委員、家庭裁判所委員に御就任いただきありがとうございます。

従来、裁判所は皆様に馴染みのない所、行かないですめば行きたくないところと意識されていたのではないかと思います。裁判所は紛争解決機関でありますから、トラブルなき平穏な人生を送ろうと思う人にとっては、誰でも、裁判所を利用しないで済む方がよいということになりましょうし、社会生活においては、あらかじめトラブルを回避するような注意深さは大変重要なものであります。

しかし、人が活動する限り、大なり小なりトラブルを避けることはできません。そして、そのような場合には、裁判所を遠慮なく利用していただきたいと思えます。トラブルに巻き込まれることに気軽では困りますが、一度、トラブルに遭遇し法律的解決を要する場合には、冒頭に申し上げたイメージを払拭して、裁判所を利用していただきたいと存じます。

このような観点からいたしますと、裁判所の運営には、利用者の目からみて、改善すべき点が多々あるかと存じます。私どもといたしましても、日頃から、利用しやすい裁判所を目指して気をつけているのですが、内輪の観察では見落とししていることも多いと思えます。

今般、裁判所の運営に広く国民の方々の御意見を反映させることを目的として、各地の地方裁判所に地方裁判所委員会が設けられ、各地の家庭裁判所では従前の家庭裁判所委員会をより活発な意見交換の場とすることとされました。

以下、両委員会を併せて、委員会と申し上げますが、委員会は当該委員会を置く裁判所の運営に関し、当該裁判所の諮問に応じ、意見を述べるのが所掌事務とされています。各地の実情に応じた実質的な会議が期待されると思いますが、諮問、答申という形にとられることなく、大津の裁判所の実情を御説明し、その実情に即して、皆様の着眼や改善のアイデアなどの御意見を伺うといった、相互的な意見交換から始めたいと思っております。

そこで、多様な御経験を踏まえ、裁判所を利用する様々な立場に立っての御意見や御提案をお聞かせいただき、裁判所の運営に活かすべく、法律家以外の委

員が半数を超えるよう配慮し、また、それぞれのお立場で御活躍中の皆様に委員をお願いした次第です。このような趣旨から、皆様の御意見は、皆様の所属する団体、組織を代表するものとしてではなく、それぞれの御経験に基づく個人としての発言と理解させていただいております。

もっとも、御意見、御提案をいただいたことのすべてを実行できるものではなく、制度上は、具体的事件に関連することは、裁判官の独立、当事者のプライバシーといった観点から採用できなかつたり、人手や予算を要することは、当裁判所限りで直ちに実行することができない場合もあります。また、裁判所や法律のことを詳しく知らない、あるいは専門家からは場当たりの思いつきと言われるのではないかといった気後れをお持ちの方もあるかも知れません。

しかし、初めから限界や気後れを意識したのでは良いアイデアも出ませんから、皆様におかれましては、幅広く、自由闊達に意見を出していただければと存じます。裁判所としても、その意見が実のあるものとなるようお手伝いさせていただきたいと考えています。

そして、皆様の御意見が分かれた場合でも、委員会としての意見を取りまとめるということせず、あるがままの御意見として拝聴させていただき、少数の意見でも裁判所運営の参考とさせていただきたいと存じますので、率直かつ忌憚のない意見交換をしていただきますようお願い申し上げます。

本日は、第1回ということであり、まず、議事進行役（委員長）を誰にするかをお諮りし、そのうえで、委員会の運営について申し合わせておいた方が良い点について、皆様にお諮りし、時間があれば、裁判所の建物の様子も御覧いただければと考えております。

以上簡単ではございますが、委員会の趣旨、大津地方・家庭裁判所が本委員会に期するところを申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。